

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付申請書類のダウンロードについて

【横浜市港北区にお住まいの方へのご案内】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、実施主体である神奈川県社会福祉協議会のホームページで申請書類がダウンロード可能です。必要書類・制度概要も掲載されていますので、ご確認ください。（下段リンク参照）

※横浜市港北区以外にお住まいの方は、それぞれの居住地の社会福祉協議会へ申込を行ってください。

【申請書類提出方法】

申請書類を片面印刷後、記入例を参考に必要事項をご記入いただいたうえで、[必要書類]とともに下記の【申請書類の送付先】にご郵送ください。

※郵送料はお申込みされる方のご負担となりますのでご了承ください。

※提出される書類はコピーを含めてA4に統一し、書類をホッチキスやノリ止め等はされぬようお気を付けてください。

※修正液・消えるボールペン・鉛筆書きの使用の書類は受付できません。修正時は訂正印を使用してください。

[必要書類]

- ・住民票(世帯全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの。本籍地、マイナンバー表示は不要)
- ・振込口座確認書類の写し(借受申込者名義の預金通帳、キャッシュカードのコピー)※預金通帳は銀行名、支店、口座番号、名義が表示されているページ
- ・本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか。外国籍の方は在留カード)

【申請書類の送付先】

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル 206

横浜市港北区社会福祉協議会 生活福祉資金担当宛て

※封筒表面に申請書類在中(朱書き)、封筒裏面に住所・氏名を記入ください。

※申請書類は届いた順に確認を行います。多数お申し込みの場合には、書類確認に数日お時間をいただく場合もございますのでご了承ください。

【概要説明・申請書類ダウンロード先(神奈川県社会福祉協議会)】

- ・ [生活福祉資金特例貸付のよくある質問と回答\(横浜市内共通\)](#) 
- ・ http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html 